

第5次大阪府文化振興計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

【策定趣旨】

- これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化などを踏まえて策定
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、これまで、新たな支援事業の立ち上げなどの措置を講じてきた今後も、感染状況を踏まえながら、文化振興と感染対策の両立を図り、文化芸術の灯が途絶えることがないよう、必要に応じて、柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組む

【位置付け】

- 大阪府文化振興条例に基づく、「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」
- 文化芸術基本法に規定される「地方文化芸術推進基本計画」としても位置付け

【計画期間】

- 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間
※新型コロナの状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す

【文化芸術の範囲】

- 条例において、以下のとおり規定
芸術、伝統芸能、上方演芸、生活文化、地域文化、国民娯楽、文化財

【文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）】

- 文化芸術振興基本法の一部改正
 - ※法律名を「文化芸術基本法」に変更
 - ※観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携等を規定
- 文化芸術推進基本計画（第一期）の閣議決定
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
- 文化財保護法の一部改正
- 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- SDGs（エスディージーズ）の採択
- スマートシティの推進
- 大阪・関西万博の開催決定
- 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録
- 人口減少と少子高齢化

第2章 計画の基本的な考え方、第3章 施策の具体的取組

【イメージ図】

【目指す将来像】 「文化共創都市 大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～

行政のみならず様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を“共に創り”、支え、育み、その価値を高め、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていく

文化芸術活動を通じて、誰もが自分らしく、いきいきとした人生を送ることができる都市へ

基本理念

あらゆる人々が文化を享受できる都市

大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市

あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市

施策の方向性

A 文化にかかる環境づくり

B 文化が都市を変革する

C 文化が社会を形成する

施 策

- ① 文化芸術を鑑賞する機会等の充実
- ② 文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供
- ③ 文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成

- ① 文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援
- ② 多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進
- ③ 新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進

- ① 文化芸術拠点の充実や機能強化
- ② 文化関係施設のネットワーク化と市町村連携
- ③ 文化資源の保存、活用、継承

施策推進における連携

- (1) 文化芸術施策と各関連分野における施策との有機的連携
- (2) 府内市町村との連携

第4章 計画の推進に当たって

【府の役割】

- 府民や文化芸術活動を行う者等の自主性や創造性を尊重し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民等と協働して、文化芸術の振興に関する施策に取り組む

【推進体制、進行管理】

- 府民や文化芸術の担い手、府内市町村などに、本計画を幅広く周知するとともに、府内関係部局とも連携し、施策を総合的かつ計画的に推進
- 計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を実施
各施策・事業の評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果について文化振興会議に報告
文化振興会議では、この報告や指標の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握し、重要な施策等について審議

【大阪アーツカウンシル】

- これまでの実績を踏まえながら、文化芸術の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き、「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組内容の質を高め、積極的に発信

【評価・検証】

- 「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施
※可能なものについては、全国レベルの進捗状況と比較
- 指標は、その内容の達成を主たる目的とするものではなく、計画を評価・検証しフォローアップと改善を行う際のよりどころとして位置付ける
- 評価・検証は、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、指標に基づく全体の状況をもとに進捗を適切に把握

第5章 資料編

- 文化芸術基本法、大阪府文化振興条例、大阪府市文化振興会議委員名簿 など